

京都市長

門川大作 様

2016年度

京都市予算編成に対する要求書

2015年12月

日本共産党京都市会議員団

目次

重点要求項目

- ◆憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、…………… 1
国に対し次の項目の実現を求めること
- ◆市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること…… 1
- ◆市民のくらしと営業を守る市政運営を…………… 3
- ◆原発からの撤退を…………… 5
- ◆再生可能エネルギー政策の抜本的強化を…………… 6
- ◆台風や豪雨による被害への対応を強化するために…………… 6

分野別要求項目

- 一 福祉・医療の充実を…………… 8
 - ◆医療・保健の充実を…………… 8
 - ◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を…………… 9
 - ◆福祉・子育て支援の充実を…………… 10
- 二 競争と格差拡大の教育を改め、
どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を…………… 12
- 三 環境対策とごみ減量の推進を…………… 14
- 四 青年がいいきと住み続けられる京都市を…………… 15
- 五 文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を…………… 15
- 六 中小企業、伝統産業・商工業の振興を…………… 16
- 七 農林業の振興を…………… 17
- 八 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを…………… 17
 - ◆災害に強いまちづくりを…………… 17
 - ◆安心して住み続けられるまちづくりを…………… 19
 - ◆安全安心の消防活動を…………… 20
 - ◆上下水道事業の充実を…………… 20
- 九 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を…………… 21
 - ◆公共交通を軸とした交通体系で市民の足を守ること…………… 21
 - ◆市民の足を守る市バス・地下鉄改善を…………… 21
- 十 生活道路優先の道路環境整備を…………… 22
- 十一 公正・公開・市民参加の市政運営を…………… 22

重点要求項目

☆は新規要求項目

◆憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること

- ☆① 憲法違反の戦争法（安保法制）を廃止すること。「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回すること。
- ② 東南アジア諸国連合（ASEAN）の「紛争はあっても武力行使は避け、話し合いで解決」との原則を北東アジアにも活かす友好条約を結ぶこと。当面、六か国協議を再開すること。
- ③ 日米安保条約を廃棄し、対等、平等、友好の日米関係を築くこと。
- ④ 非核三原則を法制化すること。
- ⑤ 軍事費を大幅に削減すること。
- ⑥ 京丹後市の米軍Xバンドレーダー基地を撤去すること。
- ⑦ 特定秘密保護法を撤廃すること。
- ⑧ 武器輸出三原則を復活し堅持すること。
- ⑨ オスプレイ配備を撤回すること。
- ⑩ 辺野古の新基地建設を中止すること。
- ⑪ 核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すること。核兵器禁止条約の国際交渉の開始を世界に働きかけること。
- ⑫ 小選挙区制を廃止すること。民意を正しく反映する制度へ抜本改革すること。
- ⑬ 企業・団体献金を禁止すること。政党助成金を廃止すること。
- ☆⑭ 民族差別をあり、人権を侵害するヘイトスピーチ（差別扇動行為）を根絶するため、人種差別禁止の理念を明確にした特別法の制定を国に求めること。いかなる差別・暴力もゆるさない立場から、ヘイトスピーチの集会等に市の施設使用許可を出さない等、京都市としても毅然とした対応をとること。

◆市民の福祉と暮らし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること

- ☆⑮ 地方創生総合戦略を撤回すること。
- ⑯ 消費税の10%への増税は中止すること。
- ☆⑰ マイナンバー制度は中止すること。
- ⑱ TPPは、農業、医療・皆保険制度を破壊するなど、日本経済に重大な打撃を与え、国の主権を危うくするものであり、撤退すること。
- ☆⑲ 格差と貧困を拡大するアベノミクスは中止すること。
- ⑳ 大幅賃上げで、国民の所得を増やすこと。雇用は正社員を基本とすること。労働者派遣法は抜本改正すること。

- ②① 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。
- ②② 閣議決定された「中小企業憲章」を国会決議とすること。この憲章の立場で、中小企業基本法を見直すこと。小規模企業振興基本計画の具体化を早急に図ること。
- ②③ 自治体の機能と役割、住民自治と地域経済を破壊する道州制を導入しないこと。
- ②④ 自治体の財源に必要な地方交付税を配分すること。
- ②⑤ 財政健全化法を廃止すること。
- ②⑥ 生活費非課税の原則に基づき、各種控除を復活し引き上げを図ること。配偶者控除を廃止しないこと。累進課税を強化し、大企業・高額所得者に応分の負担を求めること。
- ②⑦ 大企業優遇の法人税減税を中止すること。中小企業に対する外形標準課税は行わないこと。
- ②⑧ 「残業代ゼロ」、長時間労働を促進する労働法制の規制緩和を行わないこと。
- ②⑨ 最低賃金を全国一律で時給1000円以上に引き上げること。最低賃金引き上げにあたっては中小企業を支援すること。
- ③⑩ 個人市民税の累進制を復活すること。
- ③⑪ 生活保護基準の引き下げや、住宅扶助・冬季加算の引き下げは撤回すること。医療費一部負担、有期保護の導入は行わないこと。生活保護の財源は国が責任を持つこと。
- ③⑫ 最低保障年金制度を創設すること。年金給付額の削減は撤回すること。支給開始年齢の引き上げはしないこと。加入期間条件を短縮すること。「消えた年金」については被害者すべてを救済すること。
- ③⑬ 国庫負担を抜本的に増やし、医療費抑制につながる国民健康保険の都道府県単位化はやめること。高齢者差別の後期高齢者医療制度はやめること。
- ③⑭ 介護施設における補足的給付、限度額認定証発行の際の資産要件をやめること。利用料の一律2割負担化は行わないこと。現行の利用料2割負担を1割に戻すこと。介護職員の労働条件の改善を図ること。
- ③⑮ 子ども、高齢者の医療費窓口負担を無料にすること。当面前期高齢者の窓口負担は1割に戻すこと。
- ③⑯ 高校教育無償化の所得制限をやめ、元に戻すこと。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置を適用すること。
- ③⑰ 30人以下学級を早期に実現すること。
- ③⑱ 温室効果ガスの2020年までの排出目標を2005年比で3.8%減とした閣議決定は、国際基準となる1990年比で見ると3.1%増の目標であり、見直すとともに、国際基準の1990年比25%減の目標を堅持すること。
- ③⑲ 公営交通事業、上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率の企業債の借り換えについては、5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を行

うこと。

- ④⑩ 交通・上下水道事業の消費税は非課税にすること。
- ④⑪ 地下鉄建設・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に拡充すること。
- ④⑫ 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えを早急に行うこと。国の補助制度を抜本的に拡充すること。
- ④⑬ 地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を全駅に設置すること。国の補助制度を拡充するとともに、技術開発を促進すること。
- ④⑭ カジノやホテル、大型会議場が一体となった統合型リゾート施設（IR）構想については、中止すること。

◆市民のくらしと営業を守る市政運営を

- ④⑮ 市民生活を破壊し、自治体を変質させる「京プラン」実施計画は撤回し、次期実施計画はやめること。
- ☆④⑯ 「京都創生」総合戦略を撤回すること。
- ☆④⑰ 都市再生緊急整備地域における拠点開発構想は、破たん済みの大規模な呼び込み型開発で「京都こわし」をすすめるものであり、市内3ヵ所の地域指定を解除すること。
- ☆④⑱ エコ・コンパクトシティの名による市内5ヵ所の都市計画見直しは、高さ・容積率などの規制緩和をすすめ、新景観政策を投げ捨てるものであり、撤回すること。公共施設の再編・集約化、市域周辺部の切り捨てにつながるような政策は採用しないこと。「居住の集約」は具体化しないこと。
- ☆④⑲ 市保有地については、住民の声を聞き、住民のために活用すること。学校跡地の活用については、事業者登録制度など民間公募制度はやめること。
- ☆④⑳ 介護保険の国負担割合を抜本的に増やすよう求めるとともに、市として保険料を引き下げること。
- ☆④㉑ 介護保険の地域支援事業計画策定にあたっては、介護事業者への報酬額は今まで通りとすること。要支援者へのサービス後退が起こらないよう対策を取ること。
- ④㉒ 敬老乗車証は無料で交付すること。当面、応益負担を導入せず現行制度を維持すること。全ての地域で民間バスも含め共通化すること。
- ④㉓ 直ちに国民健康保険料を値下げすること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費・学資保険の差押えはやめること。
- ④㉔ 子どもの医療費は、中学校卒業まで通院も無料にすること。
- ④㉕ 保育における公的責任を後退させる市営保育所のさらなる民間移管方針は撤回すること。公営保育所がない行政区に公営保育所をつくること。市営保育所は認定こども園に移行しないこと。

- ⑤⑥ 老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を元に戻し、74才まで拡大すること。
対象となる市民に対して制度の周知を行うこと。
- ⑤⑦ 住友重工に対し、焼却灰溶融施設の整備に関するすべての費用および本市が被った損害を賠償するよう求めること。本市における焼却灰溶融計画を撤回すること。
- ⑤⑧ 「京プラン」実施計画の職員削減をやめて、正規職員による必要な人材を確保すること。
- ☆⑤⑨ 建築・土木や都市計画など各分野の専門技術職員の採用・育成をすすめ、知識や技量が蓄積され引き継がれていけるよう計画的な配置をすすめること。公務技術の低下につながる事務の民間委託化はすすめないこと。
- ⑥⑩ 市民税の現行軽減制度を存続すること。「学資保険」の債権差し押さえは止めること。機械的な税徴収や差押えを行わないこと。
- ☆⑥⑪ 集約された税賦課業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。
- ☆⑥⑫ 市庁舎整備は、コスト削減を図ること。
- ☆⑥⑬ 「京都経済センター」について、京都府中小企業会館、中小企業センターに入居している中小企業関係団体に対して丁寧の説明し、意見や要望を聴くこと。これまでの活動が維持できるよう具体的な措置を示すこと。
- ⑥⑭ 仕事おこしと地域経済活性化につながる住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑥⑮ 関係者の声を聞いて「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し、中小企業振興計画を策定すること。「小規模企業振興基本法」と同計画の京都における具体化をはかること。
- ⑥⑯ 政府に対し、設計労務単価のいっそうの改善を求めること。
- ☆⑥⑰ 公契約基本条例について、以下の項目の具体化を図ること。また、条例執行を適正に行うために職員体制を強化すること。
- ・現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項
 - ・独立行政法人も準じた扱いとすること
 - ・雇用の継続についての項目
 - ・条例の適正な運用を担保するための立ち入り調査を行う項目
 - ・公契約審査委員会に労働者代表を入れることを明記
- ⑥⑱ 低入札の防止にむけ、入札制度のさらなる改善を行うこと。
- ⑥⑲ 道州制の検討を中止すること。
- ⑦⑰ 特別自治市の検討を中止すること。
- ⑦⑱ 関西広域連合から脱退すること。
- ⑦⑲ 岡崎活性化ビジョンについては根本から見直し、MICEや夜の賑わい創出に偏重した観光客呼び込み方針と過大な施設整備方針を改め、地域住民の生活と営業を守る計画とすること。

- ☆⑦③ 世界遺産である下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため、マンション及び倉庫の建設を中止させること。バッファゾーンについて、必要な規制を設けること。
- ☆⑦④ 世界遺産である二条城北西部への駐車場整備計画は撤回すること。
 - ⑦⑤ リニア中央新幹線建設計画を撤回するよう、国及びJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。
 - ⑦⑥ 区役所の権限と予算を拡充すること。
 - ⑦⑦ 市内高速道路の未着工3路線の計画について、速やかに都市計画廃止決定の手続きをすること。

◆原発からの撤退を

- ⑦⑧ 京都市は原発ゼロの立場に立ち、国に対し原発ゼロと廃炉の政治決断を求めること。
- ⑦⑨ 高浜原発をはじめ、原発再稼働方針を撤回するよう、国、関西電力などに求めること。
- ☆⑧⑩ 原子力新規規制基準は、安全よりも原発再稼働を最優先し、再稼働のために可能なあらゆる手立てを講じたものである。福島原発事故の教訓に学び、万が一の場合を基本とし原発事故はあってはならないとの見地に立った科学的な基準とするよう国につよく求めること。
 - ⑧① 高速増殖炉「もんじゅ」はただちに廃炉にするよう国に求めること。
- ☆⑧② 使用済み核燃料の中間貯蔵施設を設置しないよう国、関西電力に求めること。
 - ⑧③ 青森県六ヶ所村の「再処理施設」を閉鎖し、プルトニウム循環方式から即時撤退すること。原発の輸出政策を中止し、輸出を禁止するよう国に求めること。
 - ⑧④ 福島原発事故対策、汚染水対策は東電まかせにせず、国が責任を持つよう求めること。
- ☆⑧⑤ 福島第一原発事故被害者への損害賠償の打ち切りを行わないよう国に強く求めること。国に対して、東京電力株式会社が福島第一原発事故被害者への損害賠償を継続するよう指導することを求めること。
 - ⑧⑥ 「京都市防災計画」の「原子力災害編」について、以下の点を強化すること。
 - ・緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）32.5Kmとしているが、京都市全域を対象とすること。
 - ・緊急時迅速放射能予測システム（スピーディ）を使った拡散・被害予測を行うよう、京都府、国に求めること。
 - ・京都市独自の情報収集と、市民、滞在者への周知、避難誘導を行う体制に万全を尽くすこと。
 - ・関西電力と、原発立地自治体と同等の協定を結び、再稼働の事前協定や立入り検査権等を持つこと。

- 空間放射線量を自動で連続測定するモニタリングポストを独自に設置すること。設置にあたっては、自然災害に耐えられるものとし、非常用電源対策、データ通信手段の多重化を進めること。
- 周辺環境への放射性物質または放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等をさらに拡充すること。
- ☆• 備蓄している安定ヨウ素剤はすぐに使用できるよう配備し、全市民分に拡大すること。
- 琵琶湖の放射線汚染を想定し、セシウム、放射性ヨウ素以外の核種も除去できる対策を講じるなど飲料水の確保は万全を期すこと。
- 市立病院を被ばく医療機関とすること。被災時に、市民が身近な医療機関で必要な医療が受けられるようにすること。
- 避難計画は全市民の放射能被害を想定し、早急に策定すること。他都市からの避難者や京都市から他都市への避難者への支援計画を策定すること。
- ⑧7 京都市に避難している原発事故被害者、被災者に対する雇用や住宅など、必要な支援を継続すること。市営住宅の入居期限については、期間の定めを取り払うこと。
- ⑧8 福島第一原発事故による被ばくが疑われる被災者が、検診・治療等必要な医療を受けられるよう、医療費免除等の支援を行うこと。

◆再生可能エネルギー政策の抜本的強化を

- ⑧9 完全な発送電分離を行うとともに、公共性の高い送電事業は公的管理とするよう、国に求めること。
- ⑧0 再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。当面、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げた3倍化の目標を早期達成すること。
- ⑧1 再生可能エネルギーによる発電事業に、幅広い事業者や市民が参入できるよう、各種支援制度を拡充し、周知すること。買い取りにあたっては、固定価格買い取り制度の堅持及び拡充などのインセンティブが働くよう引き続き改善し、事業者や市民の負担軽減を図るよう国に求めること。
- ⑧2 電源開発促進税は、原発の立地促進などには使用せず、買い取り費用など再生可能エネルギー対策推進の財源にあてるよう国に求めること。
- ☆⑧3 電気料金の値上げを撤回し、値下げするよう関西電力に求めること。

◆台風や豪雨による被害への対応を強化するために

- ⑧4 情報収集と発信の態勢強化と、庁内の各部署・区役所との情報共有をすすめること。災害対応における全庁一体の体制を強化すること。市民への正確な情報提供を徹底し、住民が避難の必要性を的確に判断し行動できるようにすること。

- ⑨⑤ 山腹崩壊や谷筋の斜面の崩落などによる被害が拡大しており、上流にある森林の管理状況について、所有区分に関係なく全面的な実態調査を行うこと。崩落危険箇所の地質調査を行い、国や府に保安林指定などを働きかけるとともに、山の所有者や危険箇所周辺に住む住民への支援も含めて、具体的な対策を国や京都府と連携して早急に講じること。
- ⑨⑥ 国・府と協議を行い、集中豪雨による河川の急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。土木事務所等の職員を増員し、災害時の体制を強化すること。
- ⑨⑦ 河川の越水・漏水防止のため、国・府と連携して、桂川や宇治川等の浚渫、河川の護岸復旧を促進すること。
- ⑨⑧ 府と連携し、引き続き、土砂災害危険箇所の調査を進め、土砂災害警戒区域の指定を迅速にすすめること。避難計画を早急につくること。また、国や府と連携し、速やかに急傾斜地の対策を具体化すること。
- ⑨⑨ 住宅および社会インフラの耐震化など、全庁的な減災対策を計画的に促進すること。

分野別要求項目

一 福祉・医療の充実を

◆医療・保健の充実を

- ⑩⑩ 国民健康保険制度を改善すること。
 - ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
 - ・入院時の食事代負担などの軽減対策を拡充すること。
 - ・限度額適用認定証を全ての人に発行すること。当面、特別の事情がある場合は保険料納付要件を撤廃すること。所得区分については現年度収入を基準とすること。
 - ・出産育児一時金など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
- ⑩⑪ 無料低額診療事業の利用者に対し、市独自に院外処方による薬代の助成を行うこと。
- ⑩⑫ 市立京北病院の常勤の整形外科医・看護師確保に、引き続き全力をあげること。
- ⑩⑬ 市立病院・市立京北病院において独自の医療費等患者負担の減免制度を周知し適用すること。無料低額診療事業を行うこと。初診時特定療養費は元に戻すこと。
- ⑩⑭ 市立病院・市立京北病院が政策医療等公的責任を果たせるよう、運営費交付金を削減しないこと。
- ⑩⑮ 市立病院院内保育所の運営は委託をやめ、京都市・病院が直接責任を持つこと。
- ⑩⑯ 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。
- ⑩⑰ 小児慢性特定疾病治療研究事業については、法改正による患者負担増大の影響を調査し、受療権を保障する独自の支援策をつくること。
- ⑩⑱ ひとり親家庭医療費支給制度の所得制限を、ひとり親家庭の厳しい生活実態をふまえ、2012年度までの基準に戻すこと。
- ☆⑩⑲ 児童福祉センター、こころの健康増進センター、リハビリテーション推進センターの3施設については、合築計画を撤回し、それぞれのセンターの機能を充実させること。
- ⑩⑳ 難病医療における特定医療費については、法改正による患者負担増大の影響を調査し、受療権を保障する独自の支援策をつくること。
- ⑩㉑ 風疹予防接種は、妊娠を希望する19歳以上の女性の配偶者も対象にすること。単独ワクチンも対象にすること。
- ⑩㉒ 高齢者インフルエンザ予防接種は、所得金額125万円超の対象者について接種料金を1500円に戻すこと。煩雑化した手続きを簡略化すること。
- ⑩㉓ 行政区保健センターは保健所に戻し、必要な人員を配置して高齢者・精神・母子な

ど市民の健康、公衆衛生の向上・増進に努めること。乳幼児検診については、午前中の実施とし、早期療育の観点から5歳児検診も実行すること。環境衛生業務は身近な窓口として元の各保健センターに戻すこと。当面、保健センター長は専任の医師を配置し、系統的に採用すること。

- ⑪④ 廃止された休日急病東診療所、南部休日歯科診療所を復活すること。
- ⑪⑤ 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制、検査体制を強化し、正確な情報提供を行うこと。簡易型放射能測定器を設置する団体等への補助金制度を創設すること。
- ⑪⑥ 第二市場におけるBSE全頭検査を復活すること。放射能対策については、全頭検査を堅持すること。
- ⑪⑦ 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。アルコール依存症対策を進めるために、断酒会等自助グループへの支援を強めること。ギャンブル依存症対策を行うとともに、ネット依存について研究すること。
- ⑪⑧ 中央斎場は受付業務を直営に戻すこと。現業の後継者育成に努めること。

◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

- ⑪⑨ 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。
 - ・重い負担となっている保険料・利用料の軽減を市独自に行うこと。減免制度を更に拡充すること。
 - ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和し、必要な介護が受けられるようにすること。
 - ・特別養護老人ホームなど施設入所を希望する全ての高齢者が入所できる施設整備計画に改め、待機者をなくすこと。
 - ・保険料の滞納による給付制限は行わないこと。
 - ・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること。
 - ・地域包括支援センターへの委託金をさらに増額すること。
- ⑪⑩ サービス付き高齢者向け住宅については、見守りの実施状況、適正なサービス給付が行われているか等について指導・監督すること。
- ⑪⑪ すこやかホームヘルプサービスや入浴サービス・養護老人ホームなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービスの対象に昼間独居世帯に戻すこと。
- ⑪⑫ 緊急通報システム利用料の負担を軽減し、高齢者の地域生活を支えること。
- ⑪⑬ 外国籍市民、高齢者・重度障害者特別給付金を増額し、対象を拡大すること。
- ⑪⑭ 高齢者雇用安定法に基づき、高齢者の就労の機会をこれまで以上に拡充すること。
- ⑪⑮ 老人クラブへの助成金を増額すること。単位老人クラブの事業に対する支援や高齢者の生きがい対策など、要求に応えること。

◆福祉・子育て支援の充実を

- ⑫⑥ 児童福祉法24条1項に基づいて、京都市の保育実施責任を果たし、必要な地域に認可保育所を新設・増設すること。
- ☆⑫⑦ 保育所入所の点数制を改善すること。小規模保育（昼間里親を含む）からの入所を保障し、自営業の方の入所が厳しくなっている点を改めること。
- ⑫⑧ 保育料を値下げすること。減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。第三子以降の保育料無料化は、所得制限をなくすこと。
- ⑫⑨ 保育料については、保護者に過大な負担を招く上乘せ徴収は認めないこと。
- ⑫⑩ 民間保育所における給食食材についても市として放射能検査体制をとること。
- ☆⑫⑪ 民間保育園職員が働き続けられるよう、定期昇給を保障する制度を構築すること。
- ⑫⑫ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度、特殊健康診断を復活すること。
- ⑫⑬ 子どもたちの保育環境向上のため、施設や職員配置基準を引き上げること。
- ⑫⑭ 民間保育園での事故防止対策に市として責任を持つこと。
- ☆⑫⑮ 小規模保育事業、家庭的保育事業は、子どもの保育環境を守るため以下の通りとすること。
 - ・保育にあたる職員は全て保育士とすること。
 - ・給食は自園調理とすること。
 - ・保育室などは原則1階とし、2階までとすること。
 - ・高架下など子どもの育つ環境にそぐわない立地は認めないこと。
- ⑫⑯ 児童館は130館にとどめず、必要な地域に整備すること。
- ⑫⑰ 学童保育所は、複数配置も含め全ての小学校区に設置すること。大規模学童保育所を早急に解消すること。施設外クラスは、学童保育所として設置すること。
 - ・対象学年引き上げに伴って、必要な体制の補強や施設整備、増設を行うこと。
- ⑫⑱ 学童保育利用料を引き下げること。
- ⑫⑲ 学童保育の職員は有期雇用とせず、正規化すること。単位あたりの放課後児童支援員二人体制を維持すること。職員処遇を抜本的に改善すること。
- ⑫⑳ 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、引き上げること。
- ⑫㉑ 地域学童クラブに対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。登録児童が10人未満についても「山間地域や、児童館及び小学校から遠い地域に位置する実施団体」に限定せず、補助対象とすること。
- ⑫㉒ 京都こども文化会館は、従来どおり京都府との共同運営とするよう京都府に求めること。
- ⑫㉓ 児童扶養手当の所得制限と就労要件の緩和を国に求めること。生活支援事業等、ひとり親家庭に対する支援を強め、母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。

- と。未婚のひとり親家庭への、見なし寡婦（夫）控除を適用すること。
- ⑭④ 児童福祉センターは、児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、一時保護所の環境を抜本的に改善すること。第2児童福祉センターにも一時保護所を備えること。
 - ⑭⑤ 鑑別診断の待機を解消するため、医師の体制を更に拡充すること。第2児童福祉センターにも療育機能を持たせること。
 - ⑭⑥ 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、賃金・労働条件の抜本的改善をはかること。
 - ⑭⑦ 里親への委託費をいっそう引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周知をすすめること。
 - ⑭⑧ 児童デイサービスへの補助金を復活するとともに、通園施設も含め補助金を増額すること。
 - ⑭⑨ 障害者入所施設については、地域生活が困難な実態をふまえ増設すること。短期入所枠については、不足している実態をふまえ更に拡大すること。
 - ⑭⑩ 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。
 - ☆⑭⑪ 障害者スポーツ施設の増設を行うこと。精神・知的障害者のスポーツの機会を保障すること。
 - ⑭⑫ 若杉学園は施設利用者の処遇後退とならないよう市が責任を持つこと。
 - ⑭⑬ 「聞こえの支援」を進めるため、各区役所で磁気ループ（可搬型）、受信機の貸し出しや、パネル式の導入を行うこと。磁気ループの周知にさらに取り組むこと。
 - ⑭⑭ 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。新京都方式を拡充し負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急に実現すること。
 - ☆⑭⑮ 65歳以上の障害者に対して、介護保険制度への機械的移行は行わないこと。
 - ⑭⑯ 福祉乗車証は直ちに敬老乗車証の適用地域と同一にするとともに、磁気カード化をすすめること。
 - ⑭⑰ J R料金の割引、重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。
 - ⑭⑱ 福祉タクシーのチケットは、一枚で初乗り料金を確保できるよう改善し、実情に応じて枚数を増やすこと。
 - ⑭⑲ 民間社会福祉施設の耐震診断と改修は、公の施設との位置付けで市が責任を持って行うこと。民営保育園耐震化計画及び社会福祉施設の耐震化計画の具体化にあたっては、公費負担を拡充すること。
 - ⑭⑳ 憲法25条に基づき、生存権を保障するため、生活保護行政を進めること。
 - ・生活保護費引き下げの影響について、保護世帯の実態を調査すること。
 - ・生活保護申請用紙を相談窓口に置くこと。
 - ・生活保護制度をより広く市民に周知すること。

- 保護期限を定めての「就労指導」はやめること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。
 - 夏季加算の創設、老齢加算の復活を国に求めること。
 - 必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。
 - ケースワーカーは80世帯に1名の配置とすること。
 - 保護開始に当たっての法定期限（14日）を遵守すること。
 - 熱中症による死者が発生していることに鑑み、一時扶助でエアコン設置を行うこと。
 - 夏季歳末見舞金を復活すること。
 - 「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
 - 捕捉率を推計、公表し、必要な対策を行うこと。
 - 中高校生への学習援助など、受給世帯の子ども・若者への支援を拡充すること。
 - 高校生のアルバイト収入認定除外について、対象世帯に周知を行うこと。
- ☆¹⁶¹ 市民の生活困窮について把握するしくみを早急に検討すること。
- ¹⁶² ホームレスの定期的な実態調査を行い、自立支援を強化すること。
- ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。
 - 自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
 - ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
 - 中央保護所は直営に戻して公的責任を果たし、入所者の社会的自立を支援すること。
 - 緊急一時宿泊事業を後退させず、必要とする全ての人ができるよう施設整備を行うこと。日用品費を支給すること。
- ¹⁶³ 市営葬儀事業を復活させること。
- ¹⁶⁴ 夏季歳末貸付資金の限度額を引き上げ、通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。生活福祉資金は、要件を緩和し、審査期日が短縮できるように、必要な手だてを市として講じること。
- ¹⁶⁵ 低所得者世帯、社会福祉施設などに対し、上下水道料金の福祉減免制度をつくること。
- ¹⁶⁶ 各内職会の支援を強め、認定基準を緩和すること。

二 競争と格差拡大の教育を改め、どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を

- ¹⁶⁷ 減らした教育予算を復活し、すべての学校で教育条件を整備・改善すること。
- すべての学年で30人学級を実現すること。当面、小学校3年生まで35人学級を拡充すること。
 - 学校経常運営費を増額すること。光熱水費は別予算とし、保障すること。
 - 老朽校舎等の改修計画を作成し、教育環境の整備を急ぐこと。

- 全ての小中学校の特別教室にエアコンを設置すること。
- 学校のトイレは施設改善や洋式化を早急に進めること。全ての棟・階ごとに直ちにトイレを設置すること。
- ①68 学校公演に対する補助事業を創設するなど、子どもたちが、演劇や音楽など、文化芸術に親しむ機会をさらに増やすこと。
- ①69 全国学力テストには参加せず、やめるよう国にも求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。
- ①70 公立高校入試については、前期選抜は止めること。地元の高校に進学できるよう、定員を確保すること。市立高校全日制に不登校生徒のための受検枠を設けること。
- ①71 定時制高校は、希望者全員の入学を保障するために定員を増やすこと。定時制を、引きこもりなど困難をかかえる生徒の教育権保障の場としても位置づけ、充実させること。西京高校定時制は残すこと。
- ①72 学校、教育現場から体罰を一掃すること。いじめ、暴力、学級崩壊の状況を正確に把握し、学校への支援体制を強化すること。
- ①73 スクールソーシャルワーカーの大幅な増員を図ること。
- ①74 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の進路を保障すること。
- ①75 市内中心部に、総合支援学校を直ちに新設すること。
- ①76 育成学級の学級編成の基準を市独自に改善すること。
- ①77 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。
- ①78 「教員評価にもとづく給与査定」はやめること。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。
- ①79 栄養職員は複数校兼務ではなく1校1名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消を広げ安全な学校給食を実施すること。学校給食食材の放射能検査を継続すること。
- ①80 正規の学校給食調理員の採用を再開し、給食調理は直営とすること。
- ①81 中学校給食を自校方式で実施する計画をつくること。当面、中学校も全員給食とすること。
- ①82 学童う歯対策事業は縮小することなく、継続実施すること。
- ①83 教職員は正規を原則とすること。非正規の教員の身分保障と待遇改善等、格差是正を図ること。
- ①84 教職員の時間外労働を縮減すること。そのために、ICカード、タイムカード等の導入を行い、労働時間を的確に把握し、改善すること。教職員の仕事を軽減すること。休憩時間を確保すること。
- ①85 水泳指導において必要な安全体制を確立するために、教育行政として必要な予算と人員の確保を行うこと。

- ①86 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。京北の学校統廃合はやめること。
- ①87 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度の所得基準額を引き上げ、援助額の増額を行うこと。就学援助項目を拡大すること。新入学児童生徒学用品費は3月下旬までに支給すること。
- ①88 義務教育無償の原則に立ち、副読本や遠距離通学費などの保護者負担をなくすこと。
- ①89 適正規模を超える学校は新設をはかるなど早急に解消すること。生徒数1000人を超す神川中学校については、学校の新設をはかること。
- ①90 元小学校については、トイレ等の改修を含めて地域の避難所等として活用できるよう施設の維持・管理を行うこと。
- ①91 教育委員会は、首長からの独立性を確保すること。市民からの請願・意見を審議すること。
- ①92 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。内心の統制につながる道徳教育、愛国心教育は行わないこと。

三 環境対策とごみ減量の推進を

- ①93 焼却処理中心のごみ行政から脱却し、OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について、早期に導入を図るよう引き続き国に強く要望すること。
- ①94 「燃やすごみ」袋を値下げするとともに、「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。ごみ有料化による財源活用事業をやめること。
- ①95 かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。分別品目を拡大すること。
- ①96 事業系ゴミ減量化のため、事業者に対し、立ち入り調査や減量指導、啓発などを抜本的に強化すること。紙、厨芥類の分別の徹底をはかること。
- ☆①97 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」いわゆる「しまつの心条例」の運用にあたっては、分別違反シール貼付の明確な基準を徹底し、分別・ごみの出し方について市民への丁寧な説明・周知活動を重視すること。個人情報やプライバシー保護の観点から、ごみ袋の開封調査はおこなわないこと。
- ①98 「空き缶持ち去り禁止条例」は廃止すること。
- ①99 電動式生ゴミ処理機及び生ごみコンポスト容器の普及をはかること。
- ②00 自動車流入抑制を強め、NO₂の市環境保全基準を達成すること。
- ②01 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺環境調査を常時行い公開させること。鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。
- ☆②02 伏見区醍醐陀羅谷地域の環境保全のため、民間業者による産廃処分場建設計画を認

めないこと。

- ⑳③ 南部クリーンセンター第2工場に建設費2億5千万円の展望台は、クリーンセンターに不要な施設であり、建設を中止すること。本市が計画している、機械による家庭ごみの破碎・選別を伴うバイオガス化施設は、安全性と安定性に欠けるものであり建設を中止すること。
- ⑳④ 家庭ごみの雑紙分別収集は周知徹底を強化し、市収集回数を現行の月1回からさらに増やすこと。

四 青年がいきいきと住み続けられる京都市を

- ⑳⑤ 市立芸術大学の教学環境について、学生・教職員の意見を反映し通学の利便性、学校施設の整備などの改善を行うこと。
- ⑳⑥ 国公立大学の学費を引き下げ、私立大学の授業料負担を減らすよう国及び府に求めること。給付制や無利子奨学金などの拡大充実を国に求めること。市としても現在の奨学金制度受給者の実態調査を行い、独自の奨学金制度を創設すること。
- ⑳⑦ ニート・引きこもり・不登校など、社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族への実態調査を行い、支援コーディネーターの増員等支援体制を抜本的に強化すること。
- ⑳⑧ 青少年活動センターを全行政区に設置すること。
- ⑳⑨ 若年者への家賃補助制度を創設すること。
- ☆⑳⑩ ブラック企業、ブラックバイトの根絶に向け、規制条例を制定すること。また、若者を守るために、労働局・府・教育機関と連携し、労働法教育を行うこと。緊急ホットラインなど京都市として独自の相談窓口・対策室などを創設するとともに、その周知徹底に取り組むこと。

五 文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を

- ⑳⑪ 京都会館の運営にあたっては、使用料を値下げすること。市民や子ども達が使いやすく親しみの持てる市民ホールにふさわしい運営・事業とすること。
- ⑳⑫ 音楽、演劇、伝統芸能など、市民が日常的に親しめるよう鑑賞料金を低く抑えること。
- ⑳⑬ 子ども舞台芸術鑑賞支援事業などは、身近に舞台芸術にふれられるよう、地元の演劇関係者と連携した事業に発展させること。
- ⑳⑭ 地域文化会館の売却は行わないこと。全行政区で市民の利用しやすい施設の新設及び整備を行うこと。
- ☆⑳⑮ 市民が気軽に利用できるスポーツ施設の整備拡充を行うこと。全行政区で1カ所以上の地域体育館を建設すること。

- ②16 文化・スポーツ施設の使用料を引き下げること。高校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入すること。キャンパス文化パートナーズ制度の利用施設の拡大を行うこと。
- ②17 いきいき市民活動センターは、耐震改修、設備改修、バリアフリー化を進めること。
- ②18 学区毎に、市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。
- ②19 京都市美術館の再整備にあたっては、建物の外観・文化価値を守り、岡崎地域の景観を守ること。整備による長期閉館中も作品の展示機会を保障すること。京都市美術館は直営で運営し、学芸員など職員体制の拡充、展覧会等の充実を図ること。美術教室を復活させること。
- ②20 京都市交響楽団の巡回演奏を充実させること。学校への巡回演奏を行うこと。
- ②21 早期に文学館を設立すること。

六 中小企業、伝統産業・商工業の振興を

- ②22 失業者・転職者への相談窓口を充実すること。公的就労制度を創設すること。市独自の雇用創出、企業への要請など、積極的に雇用対策の体制を拡充し、さらに取り組むこと。
- ②23 雇用創出担当部長を復活すること。
- ②24 中小零細業者を対象にした、貸し工場の家賃・光熱水費などの固定費の補助、固定資産税の減免、設備投資への助成などの施策を実施すること。
- ②25 中小企業に対する本市制度融資の保証料のさらなる軽減・補給を行うこと。返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。
- ②26 市に融資受付窓口を設置し、市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。
- ②27 公共事業・物品購入について、地元業者への優先発注を行うこと。中小企業発注率・発注額ともに引き上げること。分離・分割発注につとめること。
- ②28 伝統産業従事者設備改修等事業補助制度については通年で申請できるようにし、拡充を図ること。伝統産業実態調査を行い、後継者育成をはかり、従事者の賃金及び工賃の底上げをはかること。新商品の開発、販路の開拓・拡大を支援すること。
- ②29 西陣織物産地の絹織物職人の工賃の引き上げ、道具類の確保、織機等のメンテナンスを担う人材の養成と確保を行うこと。これらを具体化する振興協議会をつくること。
- ☆②30 友禅職人の工賃の引き上げ、各種工程の維持のための後継者育成等の支援を行うこと。
- ②31 事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。大規模小売店舗立地法は需給調整が可能となるよう法改正を国に求めること。
- ☆②32 企業立地促進助成制度については、中小企業を対象とした制度に見直すこと。
- ②33 「商店街振興条例」と「アクションプラン2011」の具体化、推進にあたっては、真に小売店・商店街の振興をはかるものとする。空き店舗の効果的活用をはかること。

- ②34 堀川団地再整備については、商店、関係者との合意を前提に、ていねいに協議し意見を反映させること。
- ②35 中小企業支援センターでの中小企業相談窓口を復活させること。区民との接点も多く、地域の実情に応じた機敏な対応を行うため、区役所に中小企業・商工業振興対策の窓口を設置し、専門の相談員を配置すること。
- ②36 買い物弱者対策について、産業観光局・保健福祉局・都市計画局等関係局が連携を強め、早急に具体化すること。また、地元の事業者、団体と協力すること。
- ②37 観光振興を図るうえで、京都の歴史的景観や伝統的建造物、優れた芸術文化、世界遺産を保全すること。MICEや富裕層対策に偏った観光政策を改めること。地域経済振興につながる観光政策を行うこと。
- ②38 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ、商店街、大学、地元住民や関係者と連携し、振興への具体的な取り組みの支援を行うこと。

七 農林業の振興を

- ②39 農業予算を大幅に増額し、後継者の育成、販路の拡大、耕作放棄地の集落営農への支援を強めること。
- ②40 市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の追い上げ・捕獲を強化すること。有害鳥獣被害対策を抜本的に強化し予算を大幅に増額すること。シカの頭数を大幅に減らすこと。
- ②41 枯死木対策にとどまらず、ナラ枯れ・松枯れ対策を抜本的に強めること。
- ②42 防災の観点からも、荒廃した森林の再生をはかること。
- ②43 北山杉をはじめ林業の振興を図ること。
 - ・公共建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですすめること。
 - ・みやこ杉木制度の活用条件を緩和し、新築や店舗、工務店・設計士にも広げること。
 - ・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。
- ②44 食料自給率を50%に引き上げるよう国に求めること。本市においても、地産地消をすすめること。
- ②45 農業委員会の権限を縮小し、株式会社の参入をすすめる政府方針に反対すること。

八 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを

◆災害に強いまちづくりを

- ②46 区役所の常時の防災体制を抜本的に強化し、土木事務所や消防署、保健センターなど各関係機関との連携を密にすること。区防災会議により全災害危険箇所について年

一回以上の実地調査・対策の検討、取組の具体化をはかるとともに、地域住民にもその結果を周知すること。

- ②47 食料・飲料水備蓄の拡充、自家発電機、通信情報機器の整備など災害時の防災設備機能を充実させること。
- ②48 すべての学区・町内会単位の防災計画・マップの見直しを行い、充実をさせること。
- ②49 二次災害・災害関連死を防ぐための対策を強化すること。福祉避難所の必要数について、具体的に検証すること。指定された施設への必要な支援を行うこと。
- ②50 地下鉄東西線御陵駅の浸水の原因となった安祥寺川について、京都府、京阪、JRと協議し、早期に改修を行うこと。
- ②51 排水機場の管理を直営に戻すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。また、障害物除去、水位監視機能などを改善し、常時監視体制を確立すること。
- ②52 中高層集合住宅の管理組合・自治会の防災活動計画づくりと災害時の行動マニュアルづくりを支援すること。
- ②53 「京都市建築物耐震改修促進計画」の耐震化率90%目標達成計画の総括を行い、新たな早期達成目標と計画をたて、必ず達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業は工事費の補助額を増額し、メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充をはかること。
- ☆②54 マンションの耐震改修支援事業について、補助制度の抜本的改善をはかること。
- ②55 耐震化の必要な重要橋梁92橋の内、第2次プログラムの耐震改修計画になる30橋については、早急に改修計画を具体化し改修すること。京都市域の重要橋梁以外の橋梁及び国の管理する橋梁についても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。
- ②56 吊り天井について、既存建築物については定期報告による点検にとどまらず、京都市の立入検査も行い、早急に落下防止対策を指導し、改善すること。
- ②57 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。
- ②58 大規模盛土による開発地域など、宅地の地すべり危険地域マップに基づき、国・府とも連携し、一層対策を強化すること。
- ②59 引き続き、災害時に備えて、防災機能と設備を持った公園を増やすこと。既存の公園の防災機能を強化すること。
- ②60 元小・中学校の耐震化を早急に実施すること。統合対象校についても耐震化を実施すること。すべての高校の耐震改修計画を作成し早急に実施すること。非構造部材の総点検については早期に完了し、対策を講じること。
- ②61 地下街、地下鉄および地下鉄駅への浸水対策を、全庁的体制で行うこと。
- ②62 災害時におけるボランティア募集・受入にあたっては、登録ボランティアに加えて、個人の市民ボランティアについても受け入れるよう体制を改善すること。

◆安心して住み続けられるまちづくりを

- ②63 空き家対策については、空き家活用・流通支援等補助金の周知をはかること。また、地域の協力を得つつ、行政が中心となった取り組みとすること。
- ☆②64 危険家屋の解体補助制度は、予算を増やして対応すること。
- ②65 市営住宅の新規建設を行うこと。改良住宅については市営住宅と同じ位置づけで一般公募をすすめること。空き家整備をすすめ、公募戸数を増やすこと。単身者用住戸の拡充など、公募対象を柔軟に決定すること。
- ☆②66 市営住宅入居資格の収入基準を引き上げ、募集対象を拡大すること。
- ②67 耐用年数をこえた畳及び浴槽など修繕費が高額になる部分については、全額市の負担で改修・取り換えを行うこと。
- ②68 市営住宅の耐震改修、エレベーター設置は「ストック総合活用計画」を前倒ししてでも早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。また、高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。
- ②69 障害者向け住宅については、市の負担で、障害の状況に対応できる浴室への改善をはかること。
- ②70 中層住棟入居者の低層への住み替えについては、新たな敷金を求めないこと。
- ②71 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。
- ②72 都市公園の整備目標（10㎡／人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、公有地を安易に売却せず、遅れている公園の整備を促進すること。
- ②73 屋外広告物対策については、ていねいに説明を行い、合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。申請期間を現行の3年から5年に延長するなど、手数料の負担軽減措置を講じること。
- ②74 まちづくり条例は、縦覧期間の延長、説明会の周知範囲の拡大、違反した時の罰則規定など、住民合意を得るために、実効あるものに見直すこと。住環境を守るため、住宅地に近接するパチンコ店建設を規制すること。
- ②75 イオンモール京都桂川店や高層住宅の開発計画について、日照、車の排気ガスなどの住環境、既存商店街への影響などの調査を行い、必要な対策を行うこと。開発事業者に対し、開発負担金を求めること。
- ②76 新景観政策の尊重を求めた建築審査会の附言を重く受け止め、今後、地区計画による高さ規制の緩和は行わないこと。「山ノ内浄水場跡地活用方針」から、高さ規制緩和を削除すること。
- ②77 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、安全対策を講じること。労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にするよう、判決待ちではなく、早急に国に求めること。

- ②78 無許可を含む簡易宿所（ゲストハウス）については、業法・用途違反等の実態を把握し、市民の生活環境を守ること。管理責任を明確にし、日常的に連絡・対応できるようにすること。

◆安全安心の消防活動を

- ②79 避難所に指定された施設や分団詰所・防災器材格納庫の耐震対策を、財政措置を含め、市の責任において早期に完了すること。
- ②80 災害に強いまちづくりをすすめるため、災害時協力井戸、防災器材格納庫、飲料水兼用耐震性貯水槽などを増やすこと。
- ②81 消防職員80人の削減計画は撤回すること。
- ②82 消防車両、消防職員、消防団など、装備・人員の両面で増強すること。
- ☆②83 すべての消防団員に予備の活動服を計画的に支給すること。
- ②84 消防団員の処遇の改善にっそう努めること。団の運営費を増額すること。また、水防団員の処遇改善をすすめること。

◆上下水道事業の充実を

- ②85 「京都市水共生プラン」を条例化し、全庁的なとりくみを強めること。
- ②86 上下水道事業は公営を堅持し、安くて安全な水道水を供給すること。
- ②87 水道料金を値下げすること。
- ②88 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。
- ②89 料金滞納者について、保健福祉局との連携をさらに強めること。
- ②90 上下水道事業の建設改良事業については、市民に情報を十分公開し、必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い、過大とならないようにすること。
- ②91 鉛管の取替えを計画通りに完了させること。そのため国の補助制度の改善を求めること。宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり、限度額を引き上げること。
- ②92 地域、簡易水道への国庫補助制度の存続を、引き続いて国に求めること。事業の統合にあたっては、高額の住民負担が伴わないようにすること。
- ②93 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図り普及に努めること。
- ②94 側溝の浚せつや整備を日常的に行い、「雨に強いまちづくり」との連携をはかり、雨水被害を防ぐこと。
- ②95 私道内下水道整備に関する規定を見直し、私道内の公共下水道及び共同排水設備更新に必要な助成を行うこと。

九 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を

◆公共交通を軸とした交通体系で市民の足を守ること

- ②96 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を軸とし、実効ある取り組みとすること。
 - ・自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること。
 - ・観光地の交通対策、パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。そのために、情報の周知徹底、駐車場の利用者の負担軽減など使用率の向上、公共交通の利便性向上などの具体策もあわせて打ち出すこと。
 - ・新しい公共交通システム（L R T、B R T）などを具体化すること。
- ②97 歩道拡幅・二車線化した四条通については、公共交通優先で、周辺部の通過交通も含めてマイカーの流入規制策をすすめること。引き続き、関係者の意見を聞くこと。
- ②98 東大路通の歩道拡幅・車線減少等の計画については、四条通の教訓を生かし、根本的に再検討すること。バス待ち環境の改善を早急に行うこと。
- ②99 京都駅南口駅前広場の整備にあたっては、詳細計画と見通しを早急に明らかにした上で、住民・利用者・関係者等の意見を十分に聞き、必要に応じて社会実験も行いながら、合意と納得を得ること。
- ③00 小型循環バスの運行など、交通不便地域対策を、地域まかせにせず具体化すること。
- ③01 交通バリアフリー構想の推進にあたっては「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。

◆市民の足を守る市バス・地下鉄改善を

- ③02 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。
 - ・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。
 - ・公営バス事業にたいする国の補助制度を確立すること。
- ③03 住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守ること。
- ③04 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。市内全域を均一区間とすること。1日乗車券、昼間割引券を全区域で使用できるようにすること。
- ③05 バス運転手の「若年嘱託制度」を廃止し、正職員とすること。
- ③06 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として責任を果たすこと。
- ③07 公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。
- ③08 生活支援路線への補助制度を回復すること。一般会計からの補助金を確保すること。
- ③09 バス待ち環境の改善を計画的に進めること。

- ③⑩ バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし、利便性の向上を図ること。回送バスを減らすこと。
- ③⑪ すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。駐輪場需要に応じてスペースの確保に努めること。
- ③⑫ 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。
- ③⑬ 乗客代表、市民、学者、専門家、交通労働者、行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し、市民参加の論議を行うこと。地域ごとの地域交通計画を策定すること。
- ③⑭ 整備部門の民間委託を撤回し、人的、技術的強化を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。

十 生活道路優先の道路環境整備を

- ③⑮ 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路整備計画は、撤回すること。
- ③⑯ 国道9号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については、国に見直しを求めること。
- ③⑰ 北泉通の拡幅と高野川架橋計画を中止すること。
- ③⑱ 通学路や生活道路について、警察や学校等の関係機関と連携し、自動車のスピード抑制、細街路への流入抑制など、歩行者優先で安全対策・整備をすすめること。土木事務所の予算を増額すること。
- ☆③⑲ 横断歩道橋の撤去については、地元・学校関係者等の声をよく聞いてすすめること。
- ③⑳ 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。
- ③㉑ 私道の舗装整備助成について、L型側溝単独でも使えるよう柔軟に対応すること。
- ☆③㉒ 水路にかかる通路橋の適正化については、市民に新たな負担を求めないこと。
- ③㉓ 自転車駐輪場の整備をさらに促進すること。路上駐輪場を積極的に設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。
- ③㉔ 自転車専用レーンを拡充し、自転車道のネットワークを広げること、自転車走行レーンへの自動車の違法駐車対策など、自転車走行環境の改善に努めること。
- ☆③㉕ 自転車走行の交通安全ルール、自転車マナー向上の啓発をすすめること。

十一 公正・公開・市民参加の市政運営を

- ③⑲ 職員不祥事について、個人の問題に矮小化せず、組織的な総括を行い、根絶すること。
- ③⑳ 個人情報漏えいが発生しており、情報化推進にあたっては、行政業務の見直しを徹

底するとともに、職員の技術者育成をはかること。

- ③28 指定管理者制度の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準と労働条件の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。指定管理者制度における利用料金制度は行わないこと。
- ③29 技能労務職員の50%削減及びごみ収集業務の70%民間委託化方針を撤回し、直営を堅持すること。
- ③30 債権管理条例（仮称）の制定を行わないこと。
- ③31 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。
- ③32 監視カメラの運用を定める基準や法律がないもとの、全国でも本市でも急増する「防犯カメラ」については、厳密な運用・設置基準を設け、データの流出、プライバシーの侵害がおきないようにすること。
 - ・管理者に対して、プライバシー権、肖像権などの、知識・認識を正しく得られるよう、周知徹底の機会を十分に設けること。
 - ・設置場所において、録画の有無、録画の目的、設置者、連絡先を明示させること。
- ③33 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめ、一般行政に徹すること。
- ③34 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。
- ③35 行政の主導による市民と市職員・企業への「人権啓発」や研修の押しつけと参加の強要はやめること。
- ③36 消費者行政の推進にあたっては、以下の点に取り組むこと。
 - ・「市消費者教育推進計画」の取り組みにあたっては、関係者や市民の意見を反映させること。
 - ・消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化すること。相談員の処遇を改善すること。ワンストップの対応ができるようにすること。
- ☆ 今日消費生活相談は、被害が多様化していることから、市民への啓発を強め、防止対策を強化すること。
 - ・高齢者の消費者被害を未然に防止するために啓発や見守り活動等の対策を強化すること。
- ③37 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め解決を図ること。
- ③38 「きょうと男女共同参画推進プラン」については、以下の取り組みを強化すること。
 - ☆ マタニティハラスメント、セクシャルハラスメントなど、女性を苦しめる差別をなくし、女性の働く権利を守り、公的保育施設の増設など働きやすい環境を抜本的に整備すること。京都市男女共同参画推進条例に違反した企業・団体の公表など、罰則規定を条例に追加し、実効性あるとりくみを行うこと。
 - ・広範な女性団体や市民の意見を反映させること。

- 市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。
- ③⑨ 所得税法56条の廃止を国に求めること。
- ③⑩ DV相談支援センターの相談の増加にみあう体制や支援の拡充を行うこと。民間シェルターへの補助の拡充、公的シェルターの設置などを行うこと。被害者の自立へ継続的支援を行うこと。
- ③⑪ 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位で実効性ある計画として策定すること。産業、医療、保育、教育、交通などの支援強化で、定住促進をはかること。「京北地域活性化ビジョン」の市民意見募集に多く寄せられた学校の統廃合は行わないこと。
- ③⑫ 意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。国連子どもの権利条約の視点で、すべての行政施策の点検を行うこと。
- ③⑬ 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。
 - 広島、長崎への修学旅行の実施や被爆体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。
 - 高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。
 - 被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。
 - 国に対して、原爆症認定訴訟判決をふまえて、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。
 - 平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成、核兵器禁止条約の交渉開始を他の自治体と協力して日本政府を始め各国政府に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し、公共施設を使えるようにすること。
 - 本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。

日本共産党京都市会議員団

京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL 222-3728 FAX 211-2130

HP : <http://cpgkyoto.jp>

E-mail : info@cpgkyoto.jp